

小値賀町議会第三回定例会  
(第三日目)

一、出席議員 十二名

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一  
二 一  
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

近 黒 立 横 伊 岩 松 末 浦 小 土 加  
藤 崎 石 山 藤 坪 永 永 辻 川 山  
一 政 隆 弘 忠 義 勇 一 英 隆 重 雅  
輝 美 教 蔵 之 光 治 朗 明 郎 佳 徳

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	助役	収入役	教 育 長	総 務 課 長	住 民 課 長	農 林 課 長	水 産 商 工 課 長	建 設 課 長	税 務 課 長	診 療 所 事 務 長	空 港 管 理 事 務 所 長	教 育 次 長	農 業 委 員 会 事 務 局 長	保 育 所 長	代 表 監 査 委 員
山 田 道	三 浦 清	神 川 敏	巖 充	大 黒 泰	谷 良	中 谷 一	筒 井 英	中 村 敏	西 村 久	吉 元 勝	平 野 久	西 浩	福 田 等	松 永 一	井 上 喜 隆

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会議務局長	松 升
議会議務局書記	永 水
	清 裕
	美 司

#### 五、議事日程

小値賀町議会第三回定例会

平成十五年九月十九日（金曜日）

午前九時三十三分

開議

- 第一 会議録署名議員指名（土川重佳議員・小辻隆治郎議員）
- 第二 認定第一号 平成十四年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定について
- 第三 発議第十七号 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第四 発議第十八号 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第五 発議第十九号 議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第六 議員派遣の件について

追 加 議 事 日 程

- 第 七 議案第五十六号 小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について
- 第 八 議案第五十七号 小値賀町教育委員会委員任命の同意について
- 第 九 議案第五十八号 小値賀町教育委員会委員任命の同意について
- 第 十 議案第五十九号 工事請負契約の締結について（野崎漁港漁村コミュニティ基盤整備工事）

午前九時三十三分開議

議長（近藤一輝） ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、二番・土川重佳議員、三番・小辻隆治郎議員を指名します。

日程第二、認定第一号、平成十四年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

局長に認定を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝） 本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（山田憲道） 認定第一号、平成十四年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定について、ご説明いたします。

平成十四年度小値賀町一般会計及び小値賀町国民健康保険事業特別会計他六件の歳入歳出決算認定につきましては、監査委員の監査を受けておりますので、監査委員の決算審査意見書並びに主要施策の成果報告を添えまして、ここに提案申し上げます。

ご審議の上、認定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

審議の前に、代表監査委員であります井上委員がご出席でございますので、決算審査の報告をお願いいたします。

代表監査委員（井上喜隆） おはようございます。

ちよつと今日、声を傷めますのでお聞き苦しい点があるかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。

精一杯頑張りますので…。

平成十四年度決算審査報告をいたします。

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により、平成十五年七月二十三日付で審査に付せられた平成十四年度小値賀町一般会計及び特別会計の決算、並びに同法第二百四十一条第五項の規定により、同日付で審査を求められた基金の運用状況について、その審査を終了し、平成十五年八月十一日付で、町長に別紙のとおり、意見書を提出いたしましたので、その内容についてご報告いたします。

第一章・総論でございますが、一、審査の対象として、(一)平成十四年度小値賀町一般会計歳入歳出決算書、(二)平成十四年度小値賀町特別会計(七会計)歳入歳出決算書、(三)基金の運用状況について。

以上、九件の案件を審査に付されましたので、平成十五年七月二十四日から平成十五年八月一日までの間に、八日間審査いたしました。

二、審査の方法については、(一)決算の計数は正確であるか、(二)予算の執行は議決の趣旨に則り、正確かつ効率的におこなわれているかの三点に主眼をおき、決算書・関係諸帳票など証拠書類を点検、照合すると共に、財政の運営は全体として正しいものであったか検討し、関係各課より説明及び資料の提出を求め、慎重に審査いたしました。

三、決算の結果については、平成十四年度一般会計及び特別会計七会計の決算状況は次のとおりであり、その決算計数は関係書類とも合致し、正確であり、全体的に適切であると認めました。

まず、平成十四年度小値賀町一般会計歳入歳出決算の概況についてご報告いたします。

財政運営において、実質収支比率は十二年度一・七％、十三年度二・三％、本年度一・九％と安定し、経常収支比率も前年度に比べ五・一％減の、八六・一％となっておりますが、公債費比率が〇・四％増の、一九・七％になっているのが懸念されます。

歳入総額は、三十五億六千四百四十四万四千四百円、前年度に比べ七億七百十三万六千七百四十七円、一六・六％の減額であり、予算額三十六億三千七百八十九万五千円に対する収入率は、九八・〇％であります。

収入未済額は、町税で七十九万三千七百三十一円となっております。

歳出総額は、三十五億一千三百三十二万二千五百五十五円、前年度に比べ六億九千七百七十七万四百円、一六・五％の減額、予算執行率は九六・六％であります。歳入歳出差引残額は、五千百十二万一千五百八十五円ですが、翌年度へ繰越すべき財源九百七十五万四千円があり、実質収支は四千百三十六万七千五百八十五円の黒字です。しかし、単年度収支は一千七

十万二千三百四十七円の赤字となっております。

続きまして、平成十四年度小値賀町特別会計歳入歳出決算の概況についてご報告いたします。

七特別会計の歳入総額は、二十六億三千三百六十四万八千八百四十四円で、前年度に比べ八千九百九十四万五千四百二十七円、三・二%の増額であり、予算額二十六億二千八百六十一万七千円に対する収入率は、百・二%であります。

歳出総額は二十五億七千二百八十六万四千二百二十一円で、前年度に比べ一億五百一万一千百三十三円、四・三%の増額であり、執行率は九七・九%で、六千七十八万四千六百二十三円の剰余金となっております。

単年度収支について、黒字の会計及び金額は、老人保健事業四百七十七万四千三百九十二円、簡易水道事業百二十一万三千八百十六円、渡船事業二百九万二千九百四十三円に対し、赤字の会計は、国保会計事業一千九百五十三万九千七百七十八円、診療所事業四万三千二百十六円、下水道事業八万三千七百七十五円、介護保険事業二百四十二万一千四百四十八円となっておりますが、全体では、一千五百三十二万六千七百六円の赤字となっております。

一般会計及び特別会計の歳入歳出については、一部を除き、ほぼ適正に執行され、実施された事業も概ねその目的が達成されたものと認められました。

以上が、一般会計・特別会計の決算の概要でございます。

なお、第二章・各論については、意見書に記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

最後に、第三章・結語でございますが、平成十四年度の各会計の決算審査の結果は、ただ今申し述べたとおりであり、各会計並びに基金の運用状況については、計数に誤り無く、証拠書類も整備され、会計処理は正確であることを認めました。

厳しい財政状況の中、健全な財政運営を堅持するため、各課の努力は十分認められますが、前述のとおり、経常収支比率は高い水準にあり、財政の硬直化は依然として懸念されます。

一般会計・特別会計を合わせた実質収支額は、一億百六十三万二千二百八円の黒字決算であります。単年度収支は、二千六百二十九万五千三百円の赤字となっております。この原因が単年度限りのものなのか、恒常的な赤字につながる要因に基づくものなのかを究明し、対策を講じる必要があると思われまます。

一般会計の町税等で七十九万三千七百三十一円、国民健康保険事業特別会計の保険税で八百八十九万九千九百二十二円の収入未済額が生じております。

将来に向けたしつかりとした財政計画、住民福祉を考えた運用を図り、納税者の納税意識の高揚に努めるとともに、税負担の公平性の観点からも徴収の促進を行い、なお一層の収入確保を望むものであります。

十三年度と比較し、歳出面において、義務的経費では一千七百七十七万二千元、一・二%の減額となっております。公債費で一千二百五十五万二千元増となっているもの、人件費の中の、時間外勤務手当六百四十二万五千元及び期末勤勉手当の七百八十三万一千円の減額が要因と思われれます。

その他の経費では、投資出資貸付金で五百九十三万五千円の増額となったものの、維持補修費で一千五百四十万六千元、補助費で一千三百九十二万円の減額となり、その他の経費全体では二千七百二十二万二千円の減額となっており、経費節減の感が伺えますが、一般会計・総務費の、ふるさと創生事業費で七百三十八万六千元もの多額の不用額が生じており、より慎重な予算の策定及び計画的な執行が望まれます。

事業の実施状況では、農業・水産業の基盤整備、教育施設の整備、簡易水道・下水道施設の整備など、様々な事業を実施しておりますが、住民の生活・福祉の向上のため、なお一層の努力を期待いたします。

基金については、全体で五千五百六万五千五百四十四円の積み立てを行った反面、四千六百五十九万五百五十円を取り崩している状況で、基金全体で八百四十七万五千四円の増加となっております。今後、収入の面においては経済の景況に税収が大きく左右されることから、これに対応する備えをしつかりしておく必要があると考えます。

本町の財政は、歳入面では自主財源の割合が低く、歳出面では、町債残高が上がり、公債費等の義務的経費の割合が高い等、脆弱な財政構造であり、厳しい状況にあることは周知のとおりです。

今後とも、経費の節減や事業を厳選し、諸施策の効果的な遂行を図り、強固で弾力的な行財政の運営を切に望むものであります。

以上をもちまして、平成十四年度決算審査報告を終わります。

**議長（近藤一輝）** これで報告を終わります。

これから質疑を行います。

一般会計歳入歳出決算について、歳入から順番に款をおってご質疑願います。

第一款・町 税

松永議員



六番（松永勇治） 固定資産税でございますけれども、町民税の個人分につきましてはですね、前から滞納は分かっているわけですけど、今年初めて現年課税分で収入未済額が二十七万二千八百円上がつとりますけど、固定資産税は今まで滞納分はなかったと思いますけれども、内容はどのようなものでございましょうか。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（西村久之） お答えいたします。

議員さん、おっしゃるとおり、今までは固定資産税の未納はありませんでしたけども、一件だけですね、まあ名前を言っていないかどうか分かりませんが、ちょっと小値賀の在住の人でありますね、その関係で一件だけ未納になっておりますけども、詳しい内容と言いますか、それは建物とですね、土地が一件だけ西目の方にあるものが未納となっております。

よろしいでしょうか。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） そうすると、この未収金の分につきましては、相手方とは十分連絡を取って、欠損不納になるような状況じゃありませんか。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（西村久之） その点につきましてはですね、相手方とも十分協議をしておりますですね、納入をさせる方向で協議をいたしておりますので、ご了承を願いたいと思います。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・地方譲与税

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・利子割交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・地方消費税交付金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第五款・自動車取得税交付金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第六款・地方特例交付金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第七款・地方交付税

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第八款・交通安全対策特別交付金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第九款・分担金及び負担金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第十款・使用料及び手数料

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第十一款・国庫支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第十二款・県支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第十三款・財産収入

立石議員

十番(立石隆教) 一目、一節、土地建物貸付収入の所で、役場前の駐車場の収入と、それから六社神社前駐車場の貸付収入、共に何台分なのかということと、それから月極め等で貸すエリアの制限は何台までというふうに考えてるのか、そこら辺のところをお伺いをします。

議長(近藤一輝) しばらく休憩します。

― 休憩 ― 午前 九時 五十六分 ―

―再開 午前 十時 二分―

議長（近藤一輝） 再開します。

総務課長

総務課長（大黒泰三） 先ほどの質問でございますけど、役場前の駐車場は有料の台数が十台ですけど、現在、六台入っております。それから六社神社前の駐車場ですけど、十二台の枠をもって、今現在、七台入っております。因みに、一月当りの駐車料金が三千円でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十四款・寄附金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十五款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十六款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十七款・諸収入

岩坪議員

七番（岩坪義光） 四十六頁の雑入で、「その他の雑入」六百五十二万六千五百六十七円、この内訳を、大まかではかですけん。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） ちよつと今手元に資料がございませんので、後でお答えします。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十八款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

議長（近藤一輝） 再開します。

総務課長（大黒泰三） 先ほどの岩坪議員のご質問にお答えします。

諸収入の中で、その他の雑入ですけど、大きなものを若干述べてみたいと思います。

煙霧消毒の負担金、それから、し尿収集車購入償還金、インフルエンザ予防接種の個人負担金、バルサン購入の個人負担金、それから、し尿収集車修理代業者負担金、大体そういうのが大きなものでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・議会費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・総務費

横山議員

九番（横山弘蔵） 総務費で不用額がですね、一千五百万から出ております。その中で、一つ上げて、町長ですね、交際費が百万ちよつと不用額が出ております。これはやっぱり少ないほどいいんですけども、何か特別に交際費をですね、削つたとかですね、何か百万ほど不用額が出た主な原因について説明をお願いします。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） これは節減によるものと思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 五十二頁でございますけれども、一項、一目、十九節、長崎県司法書士会司法書士招へい負担金百八十万でございますけれども、年間でどれ位の相談、或いは利用者件数はどれ位であったのかということと、それから十四節の、使用料及び賃借料で、笛吹地区の駐車場用地賃借料、これも表現の仕方、前のやつと、収入の所と統一してほしいなあと思うんですけど、これ、六社神社前のことだと思うんですが……、

休憩	午前	十時	六分
再開	午前	十時	九分

総務課長

これ三十六万、年間の賃借料、これを十年間借りれば三百六十万。購入の努力、出来れば購入しといった方がいかなあと思ふんですが、そういうことはどうでしょうかと、そういう努力をされたのかどうか、前にもそういうふう話し合はしたということは聞いておりますけれども、その辺のところをお伺いしたいと思います。

で、先ほどの財産収入の所で、六社神社が十七万六千五百でしたが、これが十二台全部入ったとすれば、恐らくこの賃借料と同じ位の値段にしようという考えはあったんだろうと思ふんです。そういう点では、苦勞の点は解かりますが、そういう長期的にみた、なるべくなら安くすむ方法を講じるべきだと思いますので、その点の努力の跡があるかどうかで伺いたいと思っております。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） 笛吹地区駐車場用地の賃借料ですけど、役場の前の用地じゃありませんで、東側の、今職員が置ける部分の駐車場でございます。それは毎年ですね、更新になっておりまして、その度その度、地主と交渉して契約してるわけですけど…、

それと今、司法書士の件数ですけど、後でご報告します。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

横山議員

九番（横山弘蔵） 六十頁、十目・ふるさと創生事業費ですね、不用額がですね、これは昨年も指摘されたと思ふんですけど、今回も七百万以上の不用額が出ております。

主な要因について説明をお願いします。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） お答えします。

十三年度から人材育成事業として、エコミュージアム事業等を開催しております。昨年、ウエスレヤン大学の教授を招いて、その事業に携わっておりますけど、先進地の視察ということで研修生を連れて行く予定でしたが、三月に予定しておりました、それが先生の都合で行けなくなったということで、その分の関係が七十万ほど旅費の分がそのまま使われてないちゆうでございます。

それと、結婚祝金を五十万計上しておりましたが、結婚が一組もありませんでしたので、その分が全額減額になっており

ます。

失礼しました。さっきの旅費ですけど、七十万ではございませんで、百四十万でございます。

それから、ふるさと創生事業の中で、関連ですけど、人材育成塾の関係の食糧費が二十五万、印刷製本費十五万、それに付随する消耗品十六万六千円、それから使用料、これは人材育成塾で船を借りて色んな所を探索するというところで、その船舶借上料、自動車の借上料、そういうのが減っております。

それから負担金の中で、就業準備金の二百万が残っております。これは三名ほどの、新規就労者のための予算を組んでおりましたが、十四年度は一名でございましたので、あとの二百万が残っております。

大体大きな数字はそういうところでございます。

議長（近藤一輝） 横山議員

九番（横山弘蔵） これは昨年でもすね、同じような質問があつて、まあ同じような答弁があつたと私は記憶しておりますけども、ウエスレヤン大学の教授の都合ですすね、多額の不用額が何か出ているように私はいつも感じるんですけども、その辺の企画というかですすね、計画に何か甘いところがあるんじゃないかということは何となく感じるんですけども、担当者はその辺どのように考えてますか。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	二十分	—
—	再開	午前	十時	三十九分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

総務課長

総務課長（大黒泰三） お答えします。

人材育成塾では、探検隊組織を結成して町内の色々な資源の調査・分析等を徐々にねずいている状態でございます。

本年度からウエスレヤン大学の佐藤教授も小値賀を訪れ、将来に向って計画を練り直しておりますので、長い目でご支援をお願いしたいと思います。

それから立石議員さんの質問に対してのお答えですけど、司法書士の相談件数でございますけど、十四年度中に六十一件、六十一名でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・民生費

立石議員

十番（立石隆教） せっかく代表監査委員さん、お見えでございますのでお伺いをしたいと思います。

不用額が民生費の全体で百四十一万五千三百六十四円出ておりますけれども、去年、平成十三年度の場合が六百四十一万三千八百円でございました。不用額がかなり多いということで指摘をしておられた、と記憶をしております。

かなり不用額が十三年度からすると下がったなあと、いうふうには思っておりますが、その内容について監査委員さんほどのようにお考えなのか、無理して不用額を無くそうとして無理な努力をされたのか、内容はやっぱり適正にそれをやろうと、監査委員さんのされた指摘を忠実に守られた結果がこうなのかなあと、或いはこの不用額がまだまだ甘いですよ、ということなのかどうか、その辺のところの考えをお伺いしたいと思います。

議長（近藤一輝） 井上代表監査委員

代表監査委員（井上喜隆） お答えいたします。

昨年、確かに六百四十万という大きな不用額がありまして指摘をしておりました。本年度百四十一万五千円、大きく頑張っておる状況であります。これについては決算審査の折にですね、当然お聞きしまして、まあ予算も十三年度より三億五千万ほど予算も少のうございます。

そういう中で、やはりそういう指摘が大いに各課のですね、担当課長たちも随分と意識的にやはり不用額というものを、適正な予算に対しての執行をして、なるだけそういう不用額等出さないような努力をするという、そういう姿勢が各課長に見られました。

そういうことで、当然、鋭意努力をしてくださる、頑張った結果、こういう格好ではないかと私は認識しております。ですから、昨年の十三年度の不用額からみて、まだ確かにこれだけ各項目に見ていくと、指摘する部分はあるんですが、しかし、内容を聞いてみて納得するところもありましたので、私なりに了解しております。そういうことでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

岩坪議員

七番（岩坪義光） 三目の老人福祉費ですけども、大島の和楽園が増築しているように聞いておるんですが、これの予算計

上の内訳はどこに上がっておるのでしょうか。

また、補助を受けているのに増築は問題ないのか、その点を伺いたします。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	四十五分	—
—	再開	午前	十時	四十五分	—

住民課長

議長（近藤一輝） 再開します。

住民課長（谷 良一） どこに計上されているかということ、七十四頁の、十一節・需用費に含まれております。百十五万六千五百五十四円の中に…、あ、すいません、七十二頁です。失礼しました。十一節・需用費の百十五万六千五百五十四円の中の需用費に含まれております。

それと、もう一点の補助事業でありながら増築は問題なかったのかということ、県の方に問い合わせ、問題はない」ということで増築をしました。

以上です。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・衛生費

立石議員

十番（立石隆教） 八十頁の四款、一項、一目、八節の報償費でございますけれども、この中の、「健康Nandemo21謝礼」ということで、全体的にはこの「健康Nandemo21」、これだけじゃなくてそれに関連するのがあると思います。が、これは何回この教室を開いたり、そして受講者の数はどれ位なのかということをお伺いします。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） お答えします。

「健康Nandemo21」という事業内容はですね、過去五ヶ年の健診における耐糖能異常、又は糖尿病予備軍及び薬物扶養者の台帳整備などをするものでございまして、予防教室とか色々やっております、十四年度の受講者数は、延べ三百八十九名でございます。



以上です。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 何回かかっていうのは、一回なんでしょう。糖尿病予防教室他について、主な内容に報告書の方に書いてあるものですか、それが何回開かれたのかなど、いうことで回数もお伺いします。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） 十七回でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

横山議員

九番（横山弘蔵） 同じく八十頁ですね、十九節、「小値賀町精神障害者地域活動所運営補助金」三百九十万円ですね、平成十四年度の活動状況についてですね、現在、何名位の方がここに通所しておられるのか、そして色んなお墓の掃除とかですね、草取りの作業とかして、その作業賃を頂いているそうですね、そういう収入をですね、どのように活用しているのかですね、

それからまた、以前、伊藤議員からですね、作業した後にはちよつとしたシャワーでも浴びるような施設をほしいという指摘がなされましたけども、その後そういうふうですね、改善はなされているかどうかですね、ご答弁をお願いします。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） お答えします。

『憩いの家』について、ちよつとご説明いたします。

運営は、精神ボランティアの会九名で行っておりまして、毎月のボランティア定例会においては、毎月の活動状況や翌月の計画、賃金や賞与の支払状況、通所生の健康状況等が話し合っておられます。

それで、憩いの会で毎月一回、リエクレーションを行っております、ミニバレーとか遠足等を行っております。実習会は、調理実習を年に七十四回行っております。それと野菜等の栽培等も行っております。

作業としまして、屋外作業で個人から依頼された分、草刈り作業を年に十八日、墓・ゴミ捨て作業を年に二十二日、運動公園の草刈り作業を年に十二日、蝸壺作業を年に八日、それと空き缶拾いのボランティアを行っております。

それと、憩いの家での作業は、キーホルダー作り、ポストカード作り、ビーズ・アワビ作品作り、押し花ポストカード作

り、ストラップ作り等を行っております。

作業の依頼は、個人や地区、観光協会、公共管理施設者等となっております。

平成十四年度の賃金支払総額は、賞与二回を含みまして六十五万八千四百三円となっております、平均は年間、十二万八千七百円となっております。賃金の作業は、重作業では一時間に三百五十円、軽作業で三百円、それと一人暮らしとか高齢者等から依頼された分も一時間三百円となっております。

作業によつては、五〇%積み立て、二〇%積み立ての方法をとつて、賞与等の財源としております。ビーズ・ストラップ・キーホルダー等については、町内各種行事や観光協会等で販売しております。

それと、「憩いの家通信」というのを年に四回発行しております、町内全世帯に配っております。それと、各種交流等への参加で県の福祉大会、障害者駅伝大会、宇久町との交流会を行っております。

以上ですが、最後のシャワー室においては、ちよつと把握しておりませんので、後ほど答弁したいと思います。  
以上です。

議長（近藤一輝）

ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教）

八十四頁でございますけれども、四款、一項、四目、十三節・委託料、生活習慣病基本健康審査でございます。

成果報告書の中で、このことが触れられておりました、健康づくりの施策としてこれを取り組んでるということでございますが、それを見ますと、生活習慣病健診の受診者数が六百九人と出ております。平成十三年度で七百十三人でございますけれども、百人位減でございます。この減った理由というのが何か大きな理由があるのかなあと、その時の住民の皆さんの気まぐれかなあとはい思いますけれども、その辺のところ、なるべく沢山の方が健診をするということところが予防医学では大事でありますから、その減について、百人位減ったという理由をお伺いします。

その他の、胃ガン検診とか結核とか乳ガンとか大腸ガン等については、ほぼ同じような、或いは検診者数がアップしております。子宮ガン検診がちよつと減っておりますけれども、これは別として、生活習慣病健康審査の受診者の減った理由が明確にお判りであれば伺いたいと思います。

議長（近藤一輝）

住民課長

住民課長（谷 良一） お答えします。

この生活習慣病健診が昨年より少なくなつたような計上をされておりますが、実際は増えておりまして、十四年度の成果報告の中に、生活習慣病健診の下に「施設健診」というのが百三十六名というのがあります、それを足したものが七百四十五名になります、それを生活習慣病健診というように判断してもらえば、そういうことでございます。

だから十三年度より増えております。  
以上です。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） それはご努力の結果だと評価をしたいと思ひます。

そいでは、八十六頁でございますけれども、二項、一目、十三節の委託料で、ダイオキシンの測定についての費用が出ております。この中で、成果報告書を見ますと、最終処分場の地下水のダイオキシンの測定検査をしておりますが、その検査結果について詳細には言いませんけど、大体どういふレベルにあるのか、全く問題ないつていふレベルなのか、まあまあちよつと法的には大丈夫のところだけでも少し注意を要しますという段階なのかと、いうぐらいので結構ですけども、検査結果についてをお伺いしたいと思います。

併せて焼却場のダイオキシンの測定も行っております、これについてもお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、ゴミの焼却場の作業場のダイオキシン測定、これも併せてお伺いをします。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） お答えします。

焼却場ダイオキシン測定業務委託料百五万の内容ですが、これは一リユーベの中にダイオキシン類の毒性の量を示した数字でありまして、基準が十ナノグラム以下となつておりまして、昨年のダイオキシンの検査では当町は十ナノグラムとなつておりますので、十分にクリアしておりますが、それは平成十四年十一月三十日までの基準でございます、それ以後は十ナノグラムに今現在なつております。

ですから昨年はクリアをしておりますが、今年はまだ検査をしておりますませんが、ちよつと同じ値になつておりますので、今回ちよつと検査をしてどうなるかというのが、

それで昨年は八十ナノグラムが十ナノグラムですので、十分クリアしております。それと、作業場のダイオキシンのについては、すいませんが後ほど答弁させていただきます。

最終処分場も後ほど答弁したいと思います。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

住民課長

住民課長（谷 良一） 先ほどの横山議員の質問に答弁もれましたので、お答えします。

作業の後の汗流しについては、憩いの家には（シャワー設備は）しておりませんで、社会福祉協議会の風呂を一人百円出して利用されているそうです。以上です。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

しばらく休憩します。

| 休憩 | 午前 | 十一時 | 一分 |

| 再開 | 午前 | 十一時 | 三分 |

議長（近藤一輝） 再開します。

住民課長

住民課長（谷 良一） 先ほどの立石議員の二つの答弁もれましたが、ちよつと暫く時間がかかりますので、後で資料を作って配布いたしますので、それでよろしいでしょうか。

お願いします。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・農林水産業費

横山議員

九番（横山弘蔵） 九十六頁、四目・畜産業費のですね、十九節、小値賀牛増頭運動事業補助金八万円、昨年はですね、十三年度は五十二頭牛が増えたという答弁でありましたけれども、この活動によってですね、どのような増頭活動をしているのか、また平成十四年度は何十頭増頭されたかですね、その辺のことをお伺いいたします。

議長（近藤一輝） 農林課長

農林課長（中谷 功） お答えいたします。

十四年度につきましては、自家保留牛が五十四頭、県外産導入が七頭、合計の六十一頭の導入があつております。

ただし、成牛の出荷でございますけれども、市場出荷が三十四頭、それからセンター出荷が十九頭、死亡牛が六頭、計の五十九頭でございます。差し引きますと、二頭の純増頭ということになります。

ご承知のように、十三年度にBSEの関係で廃牛が出来なかつたということ等もございまして、結果的には二頭の増頭と  
いうことではございますけれども、除きますと、十三年度の五十二頭と、それから二頭と足しますと、五十四頭でございますので、平均いたしますと、二十七頭ですか、増頭になっているというふうに考えていいんではなからうかと思っております。

それから十四年度につきましても、二十五頭規模の牛舎建設を行っておりますが、畜産農家の方向性と言いますか、これが多頭飼育の方向に現在向っておりますので、私は畜産農家の意欲を強く感じているところでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 九十四頁、一項、三目、十九節の負担金、補助金及び交付金、その中で、町農協女性部運営補助金、それから青年部運営補助金、4Hクラブ運営費補助金が出ておりますけれども、それぞれの部会ですね、決算額の何パーセントがこの補助金になつてるのか、ということをお伺いをしたいと思います。

議長（近藤一輝） 農林課長

農林課長（中谷 功） 各種団体の補助金関係ということで述べさせていただきますと、園芸部会の活動費補助金が百七万円でございます。決算が三百三十三万八千円でございますので、三二・一％ということになります。

それから農協青年部の活動費補助金が十六万でございます。決算額が八十七万円でございますので、補助割合は一八・四％となります。

それから農協女性部活動費補助金でございますが、十九万円補助金を頂いております、決算額が六十九万二千円です。補助割合は、二七・五％になります。

それから4Hクラブ活動費補助金ですけれども、十九万八千円でございます、決算額が六十三万九千円、補助割合が三  
一％でございます。

それから農村青少年育成補助金八万三千円ですが、決算では七百八十万五千円でございます。補助率割合は、一・一％でございます。この分につきましては、JA本所関係でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

横山議員

九番（横山弘蔵） 五款、二項、一目のですね、林業振興費ですけれども、松くい虫の防除についてですけども、昨年度より若干上がっております。昨年は、松くい虫とは違ってですね、松毛虫の駆除も行ったわけでありまして、現在のですね、松の被害状況、伐倒をですね、昨年どの位したのか、平成十三年度は資料によると百十四本と出ておりますね、

平成十四年度は何本伐倒したのかですね、ご説明をお願いします。

議長（近藤一輝） 農林課長

農林課長（中谷 功） 松くい虫防除事業での伐倒は、三百三十八本でございます。その内に、補助対象といたすために純粋な松くい虫の本数は百二十九本でございます。あとは松毛虫による立ち枯れ等でございます。これが二百九本でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

横山議員

九番（横山弘蔵） 昨年は松毛虫がですね、大変繁殖して大変だったらしいですけれども、今年は余り噂を聞きませんけれども、今年の状況はどうですか。

議長（近藤一輝） 農林課長

農林課長（中谷 功） 今年の発生状況につきましては、浜津、それから斑、柳、前方というふうな所で予察を行っております。九月の十日現在では余り見受けられませんでしたが、昨日廻って見ましたら、一例ぐらいの幼虫が出てきております。

以上でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 成果報告書の中で、農林関係の方を読ませていただきますと、「各種作物の育成や、それから生産拡大を課題とした推進対策に努めました。」と、こうあります。生産拡大を課題としたということがございますので、その生産拡大がどの分野で、どういうふうな効果として表れているのか、当初の目標に達したというふうな思っているのかどうか、

その辺のところをお伺いをいたします。

更に、一番下の方に「農業委員会としては、遊休農地の集積面積が一・三ヘクタールであり、…」というふうに書かれております。平成十三年度は六・四ヘクタールというふうにありましたから、遊休農地が減つてるといふ、解消されてるといふふうには私は判断しますが、その努力の内容が書かれておりませんので、「この農業委員会としては、」と書いてるんですから、農業委員会の努力をされたんだろうと思います。

その内容をお伺いします。

議長（近藤一輝） 農林課長

農林課長（中谷 功） お答えをいたします。

各種作物の育成拡大の課題とした推進対策ということで、どのように努めたかということですが、基盤整備をなされた土地利用型の作物としてブロッコリーの推進を行っております。

昨年度は、五・八ヘクタールの作付面積でございましたが、十四年度は十一ヘクタールに伸びております。

それから施設ハウス野菜の推進作物として、実エンドウの推進を行いまして、昨年度三・八ヘクタールの作付面積でしたけれども、約五ヘクタールの生産拡大いたしております。また、各種作物の育成につきましては、アスパラガス、シシトウ、馬鈴薯、それから水稲栽培、ブロッコリーの栽培等の比較検討を行っております。アスパラガスにつきましては、十四年度におきましては連棟ハウスの九百平方メートル行いまして、病害虫の発生もなく、昨年からの引き続きいた形で、初年度といたしましては千百キログラムの収穫がっております。二年目以降につきましては、目標といたしております二千キログラムは獲れるだろうというふうに見込んでおります。

また、堆肥センターでの堆肥が出来ますと、このアスパラガスにつきましては堆肥が沢山あるものですから、そのような形で推奨を図っていきたいというふうな思っております。

それからシシトウにつきましては、夏場の農業所得の品目としてどうだろうかというふうなことで、ハウスによる雨避け栽培をいたしております。公社の形で見ますと、盛夏期に樹勢の勢いの維持が非常に問題があり、また収穫労力に問題があるということがございます。むしろ、露地栽培ということも良いのではなからうかなと、いうふうなことを推測いたしております。それから、このシシトウにつきましては、長期取りが出来ますので、高齢者、それから女性の方が二アール位の栽

培ですと、良いのではなからうかなと、いうふうなことを指導員とも話をいたしております。ただし、公社の場合は、台風被害で中途リタイアをいたしましたして、前方地区と大島地区におきましては、結果、栽培は良好であったということで、大島につきましては今年度も栽培をいたしております。

それから馬鈴薯につきましては、種馬鈴薯の実証展示を行いました、県内の産地が連作障害とか、ウイルスによる障害で規模縮小というふうなことがなされております。赤土の特性をジャガイモは好みますので、そのようなことから秋作を二六アール取り組んでみました。ただ、植付時期が二週間位遅かったために、収量が通常の二分の一から三分の二位でございました。それから収穫する時の問題といたしましては、重粘土質だもんですから、ジャガイモの皮がむけてしまったと、いうふうなこともありました。

それから春作につきましては、新品種の展示というところで行いまして、これは「西海29号」、それから「春あかり」、「ニシユタカ」という二品目をいたしましたけれども、ご承知のように、春先の降雨がございまして圃場準備が少し遅れました。また、無マルチですすね、行ったわけでございますけれども、強風の影響を受けまして、春あかりの生育に影響を受けております。収量としては二千七百キログラム獲れております。西海29号は、中途の調査におきましては小玉でありましたけれども、その後の肥大が良くてですすね、三千五百キログラム、反当りですすね、の収量があっております。それからニシユタカについては、影響がそんなになくて四千二百キログラムの収量があっております。

それで栽培をいたして感じましたことは、植付から収穫までの機械化というものが必要ではなからうかと、それから収穫後の貯蔵調整室、って言いますのは、種馬鈴薯の場合は国の検査があります。その検査のためには、そういう貯蔵室を整備する必要がありというふうなことで、今後、課題となるかなというふうに思っております。

それから水稲栽培につきましては、肥培管理の比較試験を行いまして、結果としては元肥を二十キログラム、それから穂肥を二十キログラムの基本区と、元肥の一発肥料区で、穂肥期までその効果があるということですから、一応一発区の方が初期成育が悪かったと、いうふうなことでございます。

また、水稲の裏作として何か出来ないかというふうなことで、ブロッコリーを作ってみましたところ、ブロッコリーの後の水稲栽培の方も倒伏がなくて順調に育ったというようなことで、今後、土地を生かした形での農業ということで推進を図って行きたいというふうに思います。



ブロッコリーにつきましては、ご承知のとおり、台風によりまして苗がやられまして、その育苗のために時間が必要になりまして、なかなか本来の品種の比較が出来なかったということでございます。

議長（近藤一輝） 農業委員会事務局長

農業委員会事務局長（福田 等） 遊休農地につきましてお答えいたします。

遊休農地につきましては、農業委員、土地改良区の役員さんのご協力を得まして畜産農家、たばこ農家の方に斡旋して耕作をしていただいております、そんなに多くはないと思います。

成果報告書に上げております、一・三ヘクタールにつきましては、農地法第三条の規定によりまして、十年間の契約を結びまして、賃貸借権を設定して農業委員会で許可した面積を上げております。

その他に、十三年度が六・四ヘクタールでしたので、五・一ヘクタールの減少となっておりますのは、賃貸借権の申請が少なかったということでございます。これは地主とですね、借り手が話し合いました農業委員会を通さずですね、小作をしている者があるものでございます。

本年度に、財団法人の長崎県農業振興公社の事業で認定農業者等の規模拡大を応援しますということで、担い手農家農地集積推進事業ができました、三十アール以上の面積で新たに三年以上契約を結びますと、十アール当り一百万円の助成が出るようになりましたので、認定農業者の方にですね、農業委員を通じて取りまとめを行っておりますので、本年度は農業委員会に申請が出るのは多くなると思います。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

末永議員

五番（末永一朗） 百四頁の、アワビ種苗センター、或いは稚魚放流と載っておりますが、これは入れっ放しじゃなくしてですね、年に何回か追跡調査をした方が良くと思います、執行部の方がやる気があるのか伺いたいと思います。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休 憩	—
—	再 開	—
午 前	午 前	午 前
十一時	十一時	十一時
二十五分	二十六分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏） お答えいたします。

種苗センターの方に一千二百三十万弱補助いたしておりますけども、昨日、町長が一般質問の中で答弁したかと思いますが、傷アワビだけが地元の方に残るといふことで、その調査は勿論いたしておりますけども、それが二%から約三%と上がってきたと、いふことでございます。

それと、海士の青年の方でございまして、一部泳いではいるんですけども、泳ぐ面積が限られると、潜水具を付けての調査をすれば、もうちよつと分かるかなと思っておりますけども、これから先その追跡調査は続けて行きたいと思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 百四頁でございまして、二目、十九節、負担金、補助金及び交付金のところで、種苗センターとあわび館運営費補助金でございしますが、成果報告書の方を見ますと、その内訳が書かれており、収入が種苗センターについても、それからあわび館についても収入が減ってきてる状況が見えます。

あわび館にしたら、昨年、十三年度が確か一千万位収入があったと思いますが、その前が八百万位あったと思います。種苗センターについても、十三年度で四十六万円かな、位あつてますね、その前で七十万あつてます。

年々下がってるんですね、で、この収入が下がってるっていう要因は何だと分析をしておられるのかを伺います。

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏） お答えいたします。

種苗センターの方から申しますと、この過去三ヶ年、議員さんおっしゃいましたとおり、七十万から四十万、三十五万二千円ですね、下がってきておりますけども、種苗センターの方の販売と申しますのは、アワビパールの販売でございまして、一昨日、町長も一般質問の中で答弁いたしましたと思っておりますけども、色落ちの問題等もあるということも伺っておりますけども、それから業者さんの方から問い合わせはあつてるといふことは聞いておりますけども、それが実際に売上げに繋がっていないということでございます。

せっかく技術もございまして、当然売上げの方も考慮しながらやっつけていかなければなりませんけども、アワビパールの技術の伝承、これにも主眼をおきながら出来れば今置いておるのは空港、それからあわび館でございまして、これの売上げ増加にも取り組んでいきたいと思っております。

それから、あわび館の方でございまして、これも議員さんご指摘のとおり、過去三ヶ年を見ても減少いたしてきてお

ります。十二年度で申しませば、アワビ・サザエの販売で見ますと、約九百万、十三年度が約七百二十万、それから十四年度が六百四十五万と下がってきておりますし、その来館者数がどうかということ調べてみましたところが、来館者数については平均していると、十四年度で来館者数を見ますと、三万人余りの人が来館していらつしやいますけれども、それが売上げに結びついていかと言え、この資料から見ると全然売上げに繋がっていないということで、どうにかせんばいかなというところで、今担当とも、出来ればあわび館だけのホームページとか作って販売をすればよろしいかと思っております、あわび館だけでは勿体無いと、他の施設とリンクさせた形のホームページ等を作りまして、出来れば、議員さんご存知でしょうか、『お買い物かご』、あーという方策をとりまして、収入増にこれから先繋げていかなければならないと考えております。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 本年度からは種苗センターもあわび館も町がやるということになっておりまして、また、そういう問題を踏まえた上で鋭意ご努力をされるだろうと思っておりますので、期待をしておきます。

併せてですね、今のところで、漁協青年部運営補助金というのが三十三万二千円出ております。で、これについても先ほどと同じように、全体のこの青年部の活動費の決算の何パーセントにこの運営補助金が当るのか、っていうことをお分かりでしたらお願いをいたします。

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏） お答えいたします。

漁協青年部三十三万二千円は、収入が百十五万二千五百四十三円、町の補助が三十三万二千円でございますので、全体の中で見ますと、約二八・八%となっております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第六款・商工費

横山議員

九番（横山弘蔵） 百十二頁ですね、三目・観光費の、十九節、ながさき島の自然学校補助金ですね、六百三十五万六千円、資料によると、この中の三百四十万が音楽祭に出ていますけれども、昨年二回、音楽祭をしたと思えますけれども、この補助

金ですすね、十分足りたのかどうか、事業内容について少しお伺いいたします。

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏） 恐れ入ります。

ただ今手元にちよつと資料持つてきておりませんので、後ほど答弁させていただきます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 百八頁の、二目、十九節・負担金、補助金及び交付金、ここでも商工会青年部運営費補助金、それから商工会婦人部運営費補助金が出ております。決算が出ております。

これは商工会青年部の全体の決算額の何パーセントに当るのか、それから婦人部の活動費の全体の決算額の何パーセントに当るのか伺います。

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏） 青年部の方から申しますと、決算額に対して町の補助金が二十八万五千円でありますので、比率から言いますと、四五・三％になります。

それから婦人部の方でございすけども、婦人部の方は全体の決算額が七十二万四千三百三十二円、これに対しての町補助金が九万五千円でございすので、比率を申しますと、一三・一％になります。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 成果報告書によりますと、「新しい交流人口の増加ということで一生懸命取り組んでいる」というところで示されております。

特に「ながさき島の自然学校を基調として」ということで、色々なプログラムを展開をしているところでおるようすけれども、それと同時に成果報告書の二十八頁の頭の方には、「インターネット等を利用してPRの強化を図り、…」というふうに書いております。

現在、どのようなこのインターネットを利用してのPRの強化がなされてるのか、それを伺います。

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏） お答えいたします。

インターネットの中での、こちらの方の情報発信といたしましては、小値賀のホームページの中に『おぢか音楽祭』の方も載せております。それから島の自然学校の方で、これは西本さんが自分の方で作られたと聞いておりますけれども、これの方でもPR関係をいたしております。

因みに、島の自然学校の方のアクセスを聞いてみましたところが、約八百件までのアクセスは分つてると、ところがカウンターを出してないので、これが正確に八百件か、それ以上か、その八百件と申しますのはメール云々、やり取りですか、書き込みがあった分が約八百件、多分、ながさき島の自然学校の方の学塾とか色々音楽祭とか勿論色々発信されておりますけれども、書き込みの八百件からすれば、もっとアクセスがあったんじゃないかなと思うっております。

それから先ほど、小値賀のホームページの中にも音楽祭の方も出してると申しましたけれども、これももっと強化しなければならぬかなと、いうふうには考えております。

**議長（近藤一輝）** 立石議員

**十番（立石隆教）** 書き込み等で八百だったなら、その十倍以上、恐らく最低でも十倍、八千件位はアクセスがあったと考えていいと思います。かなり、そういう点では情報がそれで流れているっていうふうに思いますので、もっともつと強化を図るやり方を今後も続けていくべきだと思います。

がしかし、そんな中でちよつと引つかかることがあって、これも尋ねておきますが、野崎の方に所謂インターネットが出来るようにということで、わざわざ離島の方までですね、電波を飛ばして、そしてインターネットが接続出来るような環境を作ろうということをやったはずでございますけれども、実は今、野崎の方では、あそこからパソコン接続出来ないようになってると、これはおかしいと…、

例えば、インターネットを利用することであれば、あそこで申し込み何か出来るようにすべきですよ、そういうふうな環境を作っていないということも、本当にPRの強化を図ることと同時にね、これを利用しようと言うんなら、もっとそういう関係も整備すべきではないかと、いうふうに思いますので、今後の検討に期待したいと思います。

**議長（近藤一輝）** 水産商工課長

**水産商工課長（筒井英敏）** 立石議員さんご指摘のとおりでございます。学塾の方に光ファイバーのケーブルの端末が行ってなかったと、最初私が異動してきて、あそこにビデオカメラを設置しておりますので、当然、学塾の方には分岐して行

つてるものと思いがらおったんですけども、ところが聞いてみますと、あそこに分岐されてなかったと…、  
前のことは色々申しませんけども、あそこに立石議員さんご指摘のとおり、光ファイバーの端末が行っておれば、申し込  
み関係色々あそこでも出来るということでもありますし、一応総務課の方には分岐をお願いしますと、いうことの申し込み  
はいたしております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	四十五分	—
—	再開	午後	一時	十分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏） 横山議員のご質問に答弁保留いたしておりましたので、お答えいたします。

ながさき島の自然学校補助金の中で、音楽祭に三百四十万補助いたしているわけでございますけども、三百四十万が第一  
回目の音楽祭、これが約五百四十八万ほどになりますけども、その中で、町補助金が百五十万、それから第二回目が決算額  
で言いますと約七百六十七万、この中で町補助金を百九十万いたしておりますが、その他、一回目、二回目、県の補助やら、  
それから協賛金等と頂きまして精一杯音楽祭に対しては頑張って運営いたしております。

議長（近藤一輝） 横山議員

九番（横山弘蔵） なかなかりっぱな事業で交流人口も増えていると思えますけども、会計ですね、例えば報告なんかで、

この方式でいけば、ながさき島の自然学校に補助金が行ってるわけですね、そして、ながさき島の自然学校の会計ちゅう  
か決算報告にはですね、ちよつと見たところによると、音楽祭の実績報告がまた別に実行委員会が出してるわけですね、

僕がちよつとおかしいなと思うのはですね、補助金を出して、また別の、その実行委員会に補助金を出すというかですね、  
島の自然学校が一つの補助金を受け皿にして、使う団体は何か別というふうなですね、何かこう普通の補助金のやり方とし  
ては、二度手間みたいな感じがするんですよ、その辺は良いんですかね、

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏） 確かに議員さんおっしゃるとおりかとは思いますが。

島の自然学校と音楽祭、これを別個にすればという思いもありますけども、十四年度実行いたしました中で、確かにご指摘のとおり、音楽祭だけで見ますと、手元の資料によれば五万三千三百二十円ほどの島の自然学校の方から音楽祭の方に出してるといふ、ご指摘のとおり金額もございます。

出来れば音楽祭だけの中での運営が本当でしょうけども、不足分を島の自然学校の方から出したということは、主催の中に島の自然学校の方も入っておりますので、不足金を島の自然学校の方から出させていただいたと、いうことでございます。

議長（近藤一輝） 横山議員

九番（横山弘蔵） この事業は小値賀町ですね、第三回目に主催者にはなっておりますけども、町がですね、やっぱり主催になつて以上は、やっぱり今後ずっと続けて行く上でですね、やっぱり事業内容をしっかり把握するための、会計と云うか決算報告書が必要だと思ふんですね、だから後で小値賀町に何かあった場合にですよ、小値賀町が責任をとつて色んな事をやると思ふので、その辺の会計と云うかですね、予算の使い方、その辺はしっかりですね、監査の方でもどのようにですね、資金が流れているのかですね、しっかり調べてですね、やってほしいと思ふます。

事業内容がですね、段々発展して行つて行くようでもありますので、この辺のところをしっかりとしないで、後で無理がくるような気がするんですね、やっぱり眺めて見てそういう感じがしますので、よろしく指導の方をお願いいたします。

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏） ご指摘は重々解かりました。

せっかくの大きな事業と申しますか、小値賀のためを言いますと、こういう小さい島の中で『国際音楽祭』と、いうことをやつてるといふことで交流人口の増大にも繋がりますし、ご指摘のありました予算関係、ここら辺、重々係とも連絡を取り合いながら十五年度から先、注意いたしてまいりたいと思ふます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第七款・土 木 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第八款・消 防 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第九款・教育費

立石議員

十番（立石隆教） 成果報告書の方に、「前年度に続いて小学校分二戸、中学校分三戸、教員住宅を建設しました。」という事で書かれております。

離島に來られる先生方の中に、小値賀の方の住宅の環境が良くないというようなこともあったので、是非何とか急いで、というようなことで、こういうことで新築をしたわけでございますけれども、その後、そこに入っている先生方、どのような評価をされてるかなあと、勿論、月々の家賃も上がってるわけですし、綺麗にはなつたが家賃も上がってるって事もありませんし、まあ満足しておられるのか、「ここがまだ納得いかないなあ」というところもあるのか、とにかく良い先生に來てほしいということの考え方の一旦として、こういうことを、財政の厳しい中からもやつたわけでございますから、その辺の事後調査、内容を少し伺いたいと思います。

議長（近藤一輝） 教育次長

教育次長（西 浩三） お答えいたします。

その後、奇しくも教育委員会の方に異動になりました、あそここの住宅に何度か行く機会がありましたので、先生方のお話聞く機会も幾らかあったわけですけども、今のところ、そう大きな苦情というのは出ておりませんが、逆に隣の一番奥にあります、まあ「C棟」というふうな呼び方をしておりますけど、奥の住宅の方が酷うみすぼらしく見えるようになりまして、そっちの方の苦情の方が多くなつてるといふような現状でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありますか。

立石議員

十番（立石隆教） 十三年度には文部科学省の「中高一貫教育開発指定校」の指定を受けたということで、十四年度がその最終年度として研究に取り組んだということでございますが、これの乗り入れ事業とか運動会とかですね、合同行事等を行つてることありますが、それ承知しておりますが、これの研究の内容についての報告書はあるんでしょうか、出来上がつてるんでしょうか…、

それとも、もうそういう物作っていないんでしょうか、伺いたいと思います。

議長（近藤一輝） 教育次長



教育次長（西 浩三） この報告書は出ております。

必要とあれば、恐らく余裕があると思いますので、お渡ししたいと思います。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それから、新図書システムを導入したということでございます。威力を發揮しているということでございますが、このシステムの利用状況はどうなのかということをお伺いをします。

議長（近藤一輝） 教育次長

教育次長（西 浩三） 具体的な人数と言いますか、そのシステムを使って借りたという人数については、把握をしておりますので、問い合わせをお答えをしたいと思います。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 「威力を發揮した」と書いてある限りは、「こんなに發揮してるんで」っていうデータは直ぐに答えられるのかなと思いました。是非、用意をしておいてほしいと思います。

それから若者交流センターの利用数が伸びたということで、数字もここに成果報告書の中に出されております。やっぱりかなり伸びておるなあと、いうふうに思っておりますけれども、稼働率、稼働日数から言うんですね、まだまだという感があります。もつともつとやっぱり努力をしてほしいというふうに思いますが、この利用者が伸びたというのは、ここに書かれている「遺跡発掘調査に関連して九州大学考古学教室の研修生の宿泊のためと思われる。」と書いておりますけれども、これはですね、やっぱり条例改正をいたしましたし、その使用の、運用の方法も替えましたですね、本来なら考古学の人達はその運動公園を使わないんですから、貸さないといいのが前の条例でありました。それを今度条例を替えて、こういう方々にも貸せるというふうになったと思います。

そうしたことの運用ですね、やっぱり範囲を広げたということが、私はこの「増」に繋がっているのではないかというふうに思っておりますので、そういう点では今後ともですね、大いに運用をさせていただきたいなあと、いうふうに思っております。出来れば、三百六十五日の中の稼働率は、日にちにして幾らかなあと、いうことは掴んでおりますでしょうか。

パーセンテージ分かれば、稼働率を伺いたいと思います。

議長（近藤一輝） 教育次長

教育次長（西 浩三） 議員さんのおっしゃるように、条例の改正によりまして利用し易いようになったから人数が増えたとのだろうと、いうふうな見方をしております。

ただ、一般質問にも出ておりましたように、旅館業との関係もございますので、そこら辺は慎重にやらなくてはいけないというふうに思っております。

もう一点の、その稼働率ですか、これは調べて報告させていただきたいと思えます。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） おっしゃるように地元の旅館業者の方々の生活をですね、圧迫させるようなことでは困るわけでございますけども、ただ、この条例を改正する前に、総務の常任委員会で実は色んな議論をいたしまして、そしてその中で、その一環として実は旅館業者の方々にも意見を聞きました。

で、その中で、こうした使い方ならどうかということ、了解を得た形である条例改正ということをご提案しておりますので、そういう点では是非ですね、そういう話し合いすら今までのことないという指摘ございましたので、その旅館業者の方々…、

実は話せばですね、良く解かるんで、是非色んなところでそういう話し合いの機会を設けていただくということが大事だろうと、余り「多分こうではないか」ということですね、運用を絞るようなことにならないようにということだけは指摘をしておきたいと思えます。

議長（近藤一輝） 教育次長

教育次長（西 浩三） おっしゃることも尤もでございますので、私達の方も旅館の方とも、又もう一度相談をさせていただきますきたいと思えます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

しばらく休憩します。

—	—
再開	休憩
午後	午後
一時	一時
三十三分	二十八分
—	—

議長（近藤一輝） 再開します。

教育次長

教育次長（西 浩三） 立石議員さんのご質問にお答えをいたします。

ネットワークを使用しました件数でございますけど、県立図書館、それから佐世保の図書館、合わせまして年間二百八件の利用があつてるといふことでございます。

また、交流センターの稼働日数につきましては、ちよつと時間がかかりますので、後で資料として提出させていただきますと思います。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十款・災害復旧費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十一款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十二款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

松永議員

六番（松永勇治） 今朝ほど、ちよつと質問をせねばならなかったんですが、漏れとりましたのでお尋ねいたします。

十七頁、一款、一項、一目・個人の、一節・現年課税分でございますが、この中に、均等割が百八十六万計上されております。その中にはですね、家屋敷を小値賀町に持つて、それで小値賀町以外に住んでいる方からですね、「不在家屋」ちゆうのかな、対して均等割を徴収していると思ひます。

それで、その当該家屋がどの位あるのか、それと、その不在家屋の調査方法についてお尋ねをいたします。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（西村久之） お答えをいたします。

不在家主制度と言いまして、町民税の均等割をかけているわけでごさいますけども、この不在家屋についてはですね、地区会長さんに調査を依頼いたしましたして、住めるような状態の家屋にかけるものでございまして、その町外に家屋の家主が住んでるわけですけども、その方の家屋の調査をいたしましてですね、均等割にかかるかどうかの所得判定をしまして、かかる人のみを課税しております、十四年度では七名分の均等割を頂いております。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 現在のようですね、家は置いて大分空き家が多いようです。小値賀町では最近特にですね、

それで、私も会長をとりましたけども、今のような、今税務課長が申されたように各会長にですね、その地域区内で不在家屋に該当するものはないかと、いう調査がきていることは解かっています。

ですけども、会長さんそのものがですね、住めるのか住めないのか、はっきり判らないで「前年のおり」と、解体してない限りは前年のおりで報告されてるんじゃないかと、これ全部が全部じゃないでしょうけどね、

それでやっぱり三年に一回、まあ毎年ちゅうわけにはいかんでしょうけども、やっぱりその家屋のですね、調査をやったり税務課の方ですね、やっぱり実際その家に行つてですね、そして会長が報告されとつても、「これは住めないからこれは取られんな」と、いうな家もあるでしょうし、報告漏れで取つていない家屋もあるんじゃないかと…、

今聞いて見ますと、小値賀町内で七戸しかないというところは、これ把握漏れじゃないかなと、考えるわけです。

そして、これ地方税法で決めらとるから、これは当然均等割を課することは当たり前でございまして、法で決められたことで色々は申しませんが、地方税法では、その所得をですね、人数で割つて、金額は知りませんが、何万以下の場合には小値賀に住んでいても保護世帯でなくても均等割を収めていないところもあるわけですから、町外に住んでいない方が管理している人からお金を取るちゅうことは、これは法で決められたことで致し方ないことですけども、まあ少し慎重にこの不在家屋のことにつきましては、会長さん任せじゃなくてですね、職員も行って、その家を良く確認していただきたいというに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（西村久之） 議員さんご指摘のとおり、地区会長さんばかり頼らずにですね、私達も出向いて調べたいと思いま

すけども、議員さんおっしゃるとおりですね、七名というのはですね、家屋の調査がきましてですね、まずはこの七件じゃないんですけども、結局対象者の家主ですね、名義人がですね、結構お年よりの方が多くてですね、その方の所得というのがですね、均等割に該当しないと、取るまでに該当しないという方も沢山おりますので、実際のところはまだ件数は多いわけなんですけども、小値賀町で言います均等割がからないだけの所得しかない人にはですね、住める状態の家屋であっても不在家主としての二千元を取れないということでもありますので、実際、七名分の均等割を取っておりますけども、実際はまだ数多くあると思います。

まあ、はつきり、件数は今手元にありませんけども、必要であれば後でお渡ししたいと思えますけども、それでよろしいでしょうか。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 私、調査の方法が今のままで良いのかということをお聞きしたかったわけでございまして、そのとこまでは要りません。

ですけれども、今確認しときますけども、他所に出た方の家を買ってですよ、そこに住んどっても、その不在家屋の対象になるのか、そのところ一つお願いいたします。

空き家だからちゅうことじゃなくて、もし誰かが住んどっても不在家屋の対象になるのかどうか。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（西村久之） お答えします。

その家屋については、不在家主としての均等割は徴収することになっておりません。

六番（松永勇治） 議長

議長（近藤一輝） 回数が、…（越えております。）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 次に、国民健康保険事業特別会計決算について、歳入から順番に款をおって、ご質疑願います。

第一款・国民健康保険税

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第二款・使用料及び手数料

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第三款・国庫支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第四款・療養給付費交付金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第五款・共同事業交付金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第六款・財産収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第七款・繰入金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第八款・繰越金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第九款・諸収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 歳出に移ります。

第一款・総務費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第二款・保険給付費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第三款・老人保健拠出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第四款・介護納付金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第五款・共同事業拠出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第六款・保健事業費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第七款・基金積立金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第九款・諸支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第十款・予備費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 次に、老人保健事業特別会計決算について、歳入から順番に款をおって、ご質疑願います。

第一款・支払基金交付金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第二款・国庫支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第三款・県支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第四款・繰入金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第五款・繰越金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第六款・諸収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 歳出に移ります。

第一款・総務費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第二款・医療諸費

横山議員

九番(横山弘蔵) 二款・医療諸費の、一項、一目のですね、医療給付費、補正予算で二千七百五十万新に組んでですね、最終的には六百七十三万三千三百五十八円の不用額が出ております。

これの主な原因について、お願いいたします。

議長(近藤一輝) 住民課長

住民課長(谷良一) お答えいたします。

これは、最終補正では十二月診療分までで組むわけですが、もちろん残りの三カ月分を見込みで組むわけですが、月平均、約四千万位あるので、まあ簡単言えば、見込み違いということでございます。

見込み違いで六百万円の不用額が出てるといふことでございます。三カ月分ですね、ということでございます。

議長(近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第三款・諸支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第四款・予備費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)



議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 次に、簡易水道事業特別会計決算について、歳入から順番に款をおって、ご質疑願います。

第一款・事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第六款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第八款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・施設整備費

十番（立石隆教） 六島地区の施設整備費、四目のところでございますけれども、取水口を、前の説明では湾外にあった物を湾

内に入れた方が良いというようなことで、それに直して取水ポンプ等の工事をし直すということで、やったものだと理解をしておりますが、どうですか、その後そっちの方に取水口を替えたということについては、状況はやっぱり良い状況に、思ったとおり行っておりますでしょうか。

立石議員

問題点はないのかどうか、伺っておきます。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

以前の取水口が、泥水がですね、流失していてちよつと濁度が悪かったんですけど、今回は雨水の流失がありませんので、今ところは大丈夫みたいです。

ただちよつと気になるのがホウ素が出ていますので、その分の検査は随時やっております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 次に、渡船事業特別会計決算について、歳入から順番に款をおって、ご質疑願います。

第一款・渡船事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・渡船事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

横山議員

九番（横山弘蔵） 二百二十八頁、一款、一項、四目ですね、雑入のところの、「サンセットクルージング運賃収入」九万五千五百円ですね、昨年の実績について分かる範囲で報告をお願いします。

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏） お答えいたします。

十四年度実績では、五回の運航をいたしております、大人の方が九十人、子供が十一人、百一人の利用がっております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 次に、国民健康保険診療所特別会計決算について、歳入から順番に款をおって、ご質疑願います。

第一款・診療収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第六款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・医業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

立石議員

十番（立石隆教） 成果報告書によりますと、三十八頁に、【職員の充足状況】が出ております。

条例の定数でいきますと、看護師が一人減ですが、現在の方は充たされてるようですが、薬剤師がゼロ、これはゼロでも問題はないんでしょうか。

それから今後も薬剤師ゼロのままやっていこうとお考えなのか、その時に問題はないのか、その辺を伺います。

議長（近藤一輝） 診療所事務長

診療所事務長（吉元勝信） お答えいたします。

病院につきましては薬剤師を置かなければならないという、法律でそういうふうな定められておりますが、診療所につき

ましては、そういう規定がありませんので、問題がないものというふうに思っております。

将来についても、薬剤師は現状では置かないでいった方がいいんじゃないかというふうに判断しております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 次に、下水道事業特別会計決算について、歳入から順番に款をおって、ご質疑願います。

第一款・事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第六款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第七款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・総務費

立石議員

十番（立石隆教） 一項、四目・前方地区管理費の中で、十三節の委託料ですが、浄化槽管理委託料が八千六百十円出ております。これは成果報告書の中に書いてる二戸の分だろうと思えますが、二件分の、何ヶ月分なんでしょうか。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

合併浄化槽の二戸分でございます。

後ほどお答えいたします。申し訳ありません。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

― 休憩 午後 二時 十分 ―

― 再開 午後 二時 二十五分 ―

建設課長

議長（近藤一輝） 再開します。

建設課長（中村敏章） 先ほどの答弁もれにお答えいたします。

合併浄化槽は二戸設置しておりますけど、その内の一戸分の、六カ月分の委託料でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） その他においても今後、合併浄化槽設置のところが出てくると思いますが、今の事例が基本になりますか、月二千円足らず、ということになるんでしょうか。その辺の見通し分かればご答弁を願いたいと思います。

併せてですね、お伺いをします。

前方の方の公共下水道の接続率はどれ位に今なってきたておるでしょうか。それから柳においても稼動してまいりましたので、柳における接続率もお伺いをしておきます。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

委託料については、金額的には今の委託料と単価的には変わらないと思います。しかし、将来的にはですね、委託じゃない町の方でやりたいとは考えております。

それと、前方の方の現在の接続率ですけど、ここで書かれております、この当時八十二戸ですけど、これから四戸増えまして八十六戸となっております。約四九%でございます。

それと、柳地区ですけど、柳地区においては今年の四月に一部供用開始をいたしまして、七月の十五日に全世帯での供用

が開始されております。それで接続率ですけど、二五%となっております。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） ご承知のとおり、『農集』においての事業を始める前においては、各戸から接続をするという承認をです。ね、百パーセント貰った上でこの事業が遂行されるということになってるということでございますが、一応はハンコを押してる以上は百パーセントに近づけて貰わなければいけないとは思ってます。

しかしながら、先ほど前方地区が四九%と言いましたが、これは一人住まいとかです。ね、お年よりだけの家庭とか、どうしてもこれは接続出来ないというのは止むを得ないなあとという家庭を除けば、何パーセント位になるかということは試算してますか、計算してますか。

そういう考え方も少ししながらですね、「四九%、けしからん。」ばっかり言っはいられないと思うので、その辺のところを把握したいので、もし計算をしているのであれば、伺いたいと思います。前方地区だけで結構です。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

全世帯のですね、未接続の家屋については、ピックアップしております。

それで、その中から、どなたが接続するかちゅうところまではですね、調査はしておりません。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

―― 休憩 午後 二時 三十分

―― 再開 午後 二時 四十四分

建設課長

議長（近藤一輝） 再開します。

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

独居老人でですね、接続がちょっと無理だろうと考えられる人が約三十名いらっしゃいます。そして、空き家に接続している箇所がありますので、二十五戸の内、一戸は接続してるんですけど、二十四戸、もうちょっと接続は無理だろうということですね、それを引きました場合には、現在で接続率が六一%になります。

よろしいですか。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） もう少し高いパーセンテージになるかなあと期待をしたんですが、まだまだのようですから、大いに接続の方、これは黒崎議員の専門ですけど、私が今回言わしていただきますけど、頑張つて接続をさせて下さい。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） 現在、指定工事店の方で営業の方を頑張つていただきたいと考えております。

それと地区会長さん、我々も一応……、  
よろしく願います。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・施設整備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 次に、介護保険事業特別会計決算について、歳入から順番に款をおつて、ご質疑願います。

第一款・保険料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・国庫支出金



(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第五款・県支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第六款・支払基金交付金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第七款・繰入金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第九款・諸収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第十一款・寄附金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第十二款・繰越金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 歳出に移ります。

第一款・総務費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第二款・保険給付費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第三款・財政安定化基金拠出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第五款・基金積立金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第六款・諸支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第八款・予備費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 次に、『財産に関する調書』の質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

黒崎議員

十一番(黒崎政美) 私は、平成十四年度一般会計・特別会計決算の認定について、いろいろと問題点もあります。

すなわち、予算の執行が計画的に行われたとは思えないところや、予算計画に対する事務及び事業実績が芳しくないところもあります。賛成の立場で討論いたします。

決算審査に当たられた井上・伊藤両監査委員さん、大変ご苦勞様でした。

そのご勞苦に深甚の敬意を表するとともに、心から厚く御礼を申し上げます。

町当局におかれましては、厳しい財政状況の中、町政發展のため、あらゆる分野で日々努力されておられると思いますが、十四年度決算状況を見ますと、公債費率一九・七％で昨年と比較し〇・四％の増加、經常収支比率は昨年と比べますと、数字的には五・一％減の、八六・一％となっておりませんが、これは当たり前の数字の算出方法やった結果であると思います。歳入においては、町税の滞納金が昨年と比べると、やや上がってきており、自主財源が歳入全体の二二・一％と低く、財

政安定のため、また税負担の公平性の観点からも、滞納金の徴収になお一層の努力を望みます。

歳出においては、投資的経費の大幅な減額をはじめ、義務的経費・その他の経費においても減額となっており、全体で約六億九千万円の減となっており、経費削減の努力が伺えるところでございます。

しかしながら、一般会計・特別会計を合わせた実質収支は黒字決算であります。単年度収支は赤字となっております。市町村合併の如何に関わらず、今後なお一層厳しい財政運営が強いられることとなります。

全会計を通し、なお一層、計画的かつ効率的な財政運営に努力され、住民福祉の向上と小値賀町発展のため、最善の努力を尽くされますとともに、本日の決算の審議が来年度以降の予算編成に生かされるよう、努力されることを期待いたします。本案に賛成いたします。

**議長（近藤一輝）** ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** これで討論を終わります。

これから、認定第一号、平成十四年度小値賀町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。おはかりします。

原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 異議なしと認めます。

したがって、平成十四年度小値賀町一般会計歳入歳出決算認定は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、平成十四年度小値賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

おはかりします。

原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 異議なしと認めます。

したがって、平成十四年度小値賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定は、原案のとおり認定することに決定し

ました。

次に、平成十四年度小値賀町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。  
おはかりします。

原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 異議なしと認めます。

したがって、平成十四年度小値賀町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定は、原案のとおり認定することに決定しました。  
た。

次に、平成十四年度小値賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。  
おはかりします。

原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 異議なしと認めます。

したがって、平成十四年度小値賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、原案のとおり認定することに決定しました。  
た。

次に、平成十四年度小値賀町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。  
おはかりします。

原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 異議なしと認めます。

したがって、平成十四年度小値賀町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定は、原案のとおり認定することに決定しました。  
次に、平成十四年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。  
おはかりします。

原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 異議なしと認めます。

したがって、平成十四年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、平成十四年度小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

おはかりします。

原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 異議なしと認めます。

したがって、平成十四年度小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、原案のとおり認定することに決定しました。次に、平成十四年度小値賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

おはかりします。

原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 異議なしと認めます。

したがって、平成十四年度小値賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定は、原案のとおり認定することに決定しました。

**日程第三、発議第十七号、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。**

総務文教厚生常任委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

総務文教厚生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第四、発議第十八号、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

産業建設常任委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第五、発議第十九号、議会運営委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第六、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配布のとおり、九月定例会以降の県及び郡町村議会議長会、その他団体が主催する会議及び研修会等に議員派遣を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり決定されました。

なお、決定しました本件について変更が生じた場合の取扱いは、議長に一任願います。

おはかりします。

ただいま町長から、議案第五十六号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について、議案第五十七号、小値賀町教育委員会委員任命の同意について、議案第五十八号、小値賀町教育委員会委員任命の同意について、議案第五十九号、工事請負契約の締結についてが提出されました。

これを日程に追加し、議案第五十六号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを追加日程第七、議案第五十七号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを追加日程第八、議案第五十八号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを追加日程第九、議案第五十九号、工事請負契約の締結についてを追加日程第十として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第五十六号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを追加日程第七、議案第五十七号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを追加日程第八、議案第五十八号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを追加日程第九、議案第五十九号、工事請負契約の締結についてを追加日程第十、として議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

—	休憩	午後	三時	五分	—
—	再開	午後	三時	七分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

追加日程第七、議案第五十六号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝） 本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（山田憲道） 議案第五十六号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、ご説明いたします。

地方税法第四百二十三条第一項の規定により、固定資産評価審査委員会が設置されており、この委員会の委員の選任については、同条第三項の規定により、議会の同意が必要でございます。

中村氏は、土地・家屋の評価事務及び税務実務経験の豊富な方で、この固定資産評価審査委員会委員として適任者だと思います。

同意いただきますと、中村氏の任期は、平成十五年十月一日から平成十八年九月三十日までの三年間となります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思います。これにご異



議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略いたします。

これから、議案第五十六号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを採決します。  
おはかりします。

小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第五十六号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することに決定いたしました。

追加日程第八、議案第五十七号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

**議長(近藤一輝)** 本案について提案理由の説明を求めます。

**町長(山田憲道)** 議案第五十七号、小値賀町教育委員会委員任命の同意について、ご説明いたします。

田中教育委員が七月十日付をもって退職されましたので、その後任といたしまして、貞方多美子氏にお願いしたいと思います。

貞方氏は、昭和二十一年生まれの五十七歳でございます。福岡教員養成所を卒業後、カトリック小値賀幼稚園に勤務され、長年、幼児教育に携わっておいりましたが、昨年七月に退職され、現在は婦人会の役員として活躍されております。

人のお世話もよくされ、教育にも熱心でございますので、適任と思われまますので、よろしくご審議の上、ご同意のほど、よろしくお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略いたします。

これから、議案第五十七号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを採決します。

おはかりします。

小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五十七号、小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定いたしました。

追加日程第九、議案第五十八号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝） 本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（山田憲道） 議案第五十八号、小値賀町教育委員会委員任命の同意について、ご説明いたします。

中村教育委員が、九月三十日をもって任期満了により勇退されますので、その後任といたしまして、横山英示氏にお願いしたいと思います。

横山氏は、昭和三十年生まれの四十八歳でございます。愛知学院大学を卒業後、自営業をされております。

地区会長をはじめ、民生委員・体育指導員・PTA役員など、多くの役職につかれ、地域の活動など幅広く活躍されております。

人のお世話もよくされ、教育にも熱心でございますので、適任と思われれますので、よろしくご審議の上、ご同意のほど、よろしくお願いいたします。

**議長（近藤一輝）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略いたします。

これから、議案第五十八号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを採決します。  
おはかりします。

小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第五十八号、小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定いたしました。

追加日程第十、議案第五十九号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(近藤一輝) 本件について提案理由の説明を求めます。

水産商工課長

水産商工課長(筒井英敏) 議案五十九号、工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

去る九月十六日、野崎漁港漁村コミュニティ基盤整備工事の入札を行い、「株式会社元吉組」が落札し、入札記載金額に消費税を加算した金額一億二十七万五千円で契約いたしたく、地方自治法第九十六条第一項第五号、並びに小値賀町の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、本案をご提案申し上げます。

本工事の概要につきましては、予め平面図を配布いたしておりますので、ご覧下さい。

ご承知のとおり、本工事は三カ年事業で、平成十四年度に議決をいただき、突堤・堤体工に係る方塊・被覆ブロックの製作をいたしました。今年度は、基礎工三十メートル、堤体上部工二十メートルを施工するものであります。

なお、本件に係る工期は、平成十六年三月末を予定いたしております。

以上、提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長(近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

黒崎議員

十一番(黒崎政美) 一・二点、お伺いします。

今まで議会で提案された契約の相手方なんですけども、知ってる範囲では社長と契約したと、殆どどの知ってる限りは、元吉組の社長の名前であると、ですけども、これで良いのかと、それで営業所長ですか、にした場合に小値賀町にとってどういうメリットがあるのか、トラブルがあった時に『代表取締役』じゃなくして営業所長内で対応出来るのか、その点を

お伺いいたします。

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏） お答えいたします。

以前は確かに社長名での契約であったかとは思いますが、今年度で申しませば、指名願いも今、契約の相手方の記載どおり、所長名で出てきております。会社の社長の方から委任を受けまして、営業所長の方で出ておりますので、工事については大丈夫と考えております。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

―	休憩	午後	三時	二十二分	―
―	再開	午後	三時	二十五分	―

議長（近藤一輝） 再開します。

水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏） すみません。答弁もれがありました。

法的な面では社長から、先ほど申しましたとおり、委任を受けておりますので、もし何かトラブルがあっても本社の方が対応するということで、そこら辺の方は大丈夫でございます。

それと、メリットの的に申しませば、今まででしたら文書・ファックス等とのやり取りで日数的なものもございましたけども、小値賀の営業所長との契約でございますので、そこら辺の短縮等もあり、メリットが出るものと考えております。

議長（近藤一輝）

加山議員

一番（加山雅徳） 一点お伺いしますが、ダムの工事の方がまだ残工事が残っておると思いますが、そこら辺、県の方との工程的なすり合わせ等はやっておられるのでしょうか。

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏） お答えいたします。

畑総事業所との、一応施工についての打ち合わせはいたしておりますけども、また何か不便等が出ることもあろうかと思っておりますので、そこら辺については重々詰めながら工事を施工いたしてまいりたいと思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五十九号、工事請負契約の締結についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第五十九号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成十五年小値賀町議会第三回定例会を閉会します。

― 午後 三時二十八分 閉会 ―